



多くの情報を
ホームページで
公開しています

協会けんぽのホームページを活用しましょう

健康保険制度の概要や健康サポート情報をはじめ、最新の情報を掲載しています。

協会けんぽ

検索

または

こちらの
二次元コードから



<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

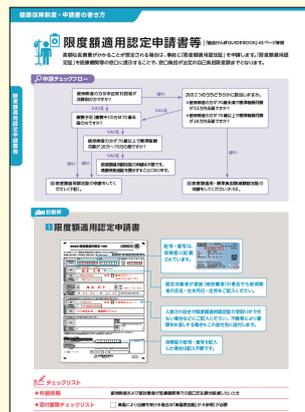
「協会けんぽ GUIDE BOOK」を公開しています

協会けんぽでは、加入者・事業主の皆さまが給付金の申請や健康づくりを行う際の参考としていただくため、各種制度の概要や申請書の記入方法、添付書類等をまとめた「協会けんぽ GUIDE BOOK」を作成しています。ホームページで公開していますので、必要な方への説明や配付等にご活用ください。

健康保険委員を対象に、本ガイドブックを冊子にしたものをお送りしています。
ご希望の場合は、健康保険委員へご登録ください。

協会けんぽ 和歌山 健康保険委員

検索



申請書をダウンロードできます

協会けんぽの申請書はすべてホームページからダウンロード・印刷してご利用いただけます。



こちらから必要な申請書を選択してください。

シーン別にも選ぶこともできます。

| | | |
|---|---|---|
|  |  |  |
| 病気やケガで 会社を休んだとき (傷病手当金) | 医療費が高額に なりそうなき (限度額適用認定) | 会社を 退職するとき (任意継続) |

申請書はすべて郵送で受付しています。郵送での提出にご協力ください。

43歳～60歳の男性の皆さまへ

風しんの抗体検査を受けましょう

(厚生労働省からのお願い)



「風しん」は、風しんウイルスによっておこる急性の感染症です。発熱や咳、発疹等が主な症状で、非常に強い感染力をもち、稀に重症化する人もいます。

自治体では、予防接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性を対象に、令和6年度まで原則無料で抗体検査とワクチン接種を受けられるクーポン券を発行しています。まずはご自身が抗体を十分に持っているかどうか、抗体検査を受けてご確認ください。

自治体が発行する無料クーポン券の使い方

- ① 健診を受診する際にクーポン券を提示
- ② 病院でクーポン券を提示

※医療機関によってはクーポン券が使えない場合もあるため、事前にお問い合わせください。

インセンティブ制度の見直しについて

平成30年度より始まっている「インセンティブ制度」について、見直しがありましたのでお知らせします。

インセンティブ制度とは、5つの評価指標に基づき全支部をランキング付けし、上位の支部へ、得点数に応じた報奨金を付与し、健康保険料率を引き下げる制度です。



現在
(令和4年度)の
取り組み



2年後
(令和6年度)の
健康保険料率に
影響



健康づくりや医療費抑制に関する皆さまの取り組みで健康保険料率が変わります



1 評価指標の見直し

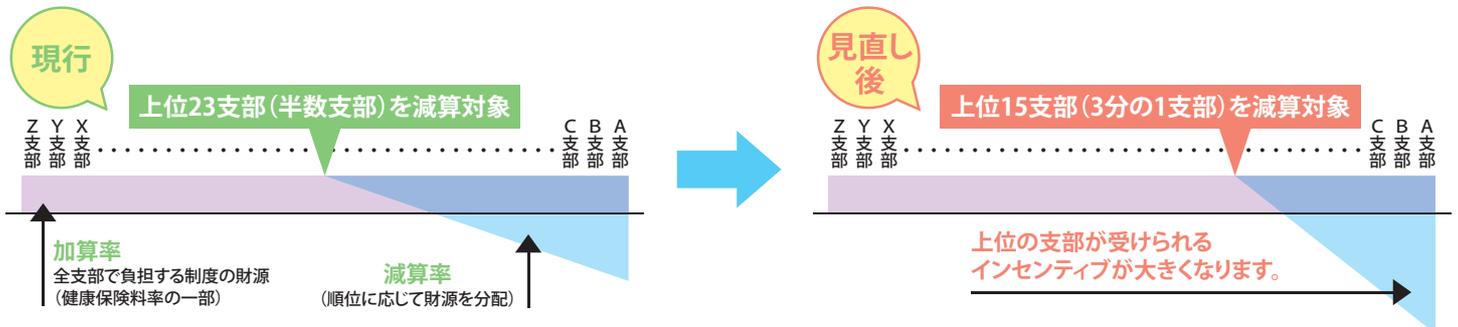
| 現行 | | 見直し後 | | |
|-----|--|------|---|-----|
| | 現行の評価指標 | | 見直し後の評価指標 | |
| 指標1 | 特定健診等の実施率 《評価割合》実施率:60% 実施率の対前年度上昇幅:20% 実施件数の対前年度上昇率:20% | 50 | 特定健診等の実施率 《評価割合》実施率:50% 実施率の対前年度上昇幅:25% 実施件数の対前年度上昇率:25% | 70 |
| 指標2 | 特定保健指導の実施率 《評価割合》実施率:60% 実施率の対前年度上昇幅:20% 実施件数の対前年度上昇率:20% | 50 | 特定保健指導の実施率 《評価割合》実施率:50% 実施率の対前年度上昇幅:25% 実施件数の対前年度上昇率:25% | 70 |
| 指標3 | 特定保健指導対象者の減少率 《評価割合》減少率:100% | 50 | 特定保健指導対象者の減少率 《評価割合》減少率:100% | 80 |
| 指標4 | 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率 《評価割合》受診率:50% 受診率の対前年度上昇幅:50% | 50 | 医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率 《評価割合》受診率:50% 受診率の対前年度上昇幅:50% | 50 |
| 指標5 | 後発医薬品の使用割合 《評価割合》使用割合:50% 使用割合の対前年度上昇幅:50% | 50 | 後発医薬品の使用割合 《評価割合》使用割合:50% 使用割合の対前年度上昇幅:50% | 50 |
| | 合計 | 250 | 合計 | 320 |



健診・特定保健指導の配点が高くなり、また、実施率や件数の**伸び**がより評価される仕組みとなりました。事業所さまにおかれましても、健診や保健指導について、実施率が前年度以上となるようご協力をお願いします。

2 インセンティブ(報奨金)のメリハリ強化

これまで上位23支部(半数)で分配していたインセンティブが、**上位15支部(3分の1)**での分配に見直されます。これにより、インセンティブの対象となる支部は少なくなりますが、上位15支部のインセンティブ(報奨金)は大きくなり、健康保険料率引き下げへの影響が大きくなります。



現在(令和4年)の取り組みが反映される**令和6年度の健康保険料率**からの適用となります。

【お問合せ先】企画総務グループ(TEL 073-421-3101)

